

サイクルシティ宮崎プロジェクト事業  
(自転車及びヘルメット購入助成) 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、サイクルシティ宮崎プロジェクト事業（自転車及びヘルメット購入助成）（以下「助成」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 普通自転車 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の2に定める基準を備えたもの。
- (2) 電動アシスト自転車 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の3に定める基準を備えたもの。
- (3) 幼児2人同乗用自転車 一般社団法人自転車協会又は一般財団法人製品安全協会が定める幼児2人同乗基準に適合し、幼児が同乗できる座席を装備しているもの。
- (4) リサイクル自転車 宮崎県自転車二輪車商協同組合宮崎支部が再整備し、TSマーク（自転車向け保険）及びリサイクル自転車であることを明示するステッカーが添付されたもの。
- (5) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のもの。
  - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
  - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
  - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
  - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
  - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
- (6) 在学者 市内の小学校，中学校，高等学校，短期大学，大学など学校教育法第1条による学校（幼稚園を除く。）に在学している者
- (7) 防犯登録 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項に規定する防犯登録をいう。
- (8) 保護者等 未成年者の親権を行う者、未成年者を現に監護する者、成年後見人等をいう。
- (9) 未成年者等 18歳未満の者、成年被後見人等をいう。
- (10) 使用者 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている個人、若しくは在学者で各種自転車及びヘルメットを使用する自転車利用者をいう。
- (11) 受託者 市が委託する助成に係る運營業務を受託する者
- (12) 登録販売店 市が定める要件を満たす市内の販売店で助成の対象店舗として登録された者

(目的)

第3条 この助成は、エネルギー価格などの物価高騰を契機に、自転車の利用を促進するため、自転車本体及びヘルメットの購入に要する経費の一部を支援することにより、市民の移動に係る費用負担の軽減を図るとともに、交通渋滞緩和や環境負荷の低減を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第4条 助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する使用者とする。但し、使用者が未成年者等の場合にあつては、助成対象者はその保護者等とする。

- (1)登録販売店で普通自転車、電動アシスト自転車、幼児2人同乗用自転車、リサイクル自転車、ヘルメットを購入した者。
- (2)市税に滞納がないこと。
- (3)宮崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団関係者(暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者)に該当しないこと。
- (4)市が実施する助成の効果検証のためのアンケート調査等に協力できる者。

(助成対象自転車等)

第5条 助成の対象となる自転車及びヘルメット(以下「助成対象自転車等」という。)、助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)、助成内容、助成上限額および助成条件は、以下の表-1に定めるとおりとする。

表-1

助成対象自転車等		普通自転車	電動アシスト 自転車	幼児2人 同乗用自転車	ヘルメット
助成対象経費		(1)自転車本体及びヘルメットの購入費用(消費税は対象外) (2)幼児2人同乗用自転車については、自転車本体と合わせて幼児が同乗できる座席を同時に購入した場合のみ、その購入費および取付費を対象経費に含む。ただし、一般財団法人製品安全協会の定めるSG基準に適合するものに限る。			
助成内容		助成対象経費に1/2を乗じた額(千円未満は切り捨てる)に相当するキャッシュレス決済ポイントや商品券等の交付。			
助成 上 限 額	新車自転車	25,000円	45,000円		3,000円
	リサイクル自転車	5,000円	20,000円		
助成条件		(1)使用者1人につき助成対象自転車等のうち自転車1台とヘルメット1個を上限とし、申請は1回までとする。 (2)防犯登録されている自転車であること。 (3)自転車損害賠償保険等に加入していること。			

(登録販売店の要件)

第6条 登録販売店は、次に掲げる条件のいずれにも該当するものとする。

- (1)市内の販売店であること。

- (2) 普通自転車、電動アシスト自転車、幼児2人同乗用自転車、リサイクル自転車、ヘルメットのうち、いずれかを取り扱う店舗であること。
- (3) 自転車安全整備士を配置している店舗であること。
- (4) 防犯登録の手続きを取扱っている店舗であること。
- (5) TS マーク付帯保険など損害賠償保険加入の斡旋が行えること。

(助成の運營業務)

第7条 市長は助成に係る受付、審査等の運營業務を外部に委託するものとし、詳細については別途、仕様書で定めるものとする。

2 受託者は助成に係る運營業務を実施するにあたり、次の各号に掲げる事務を円滑に遂行するものとする。

- (1) 助成に係る申請手続き
- (2) 助成に係る決定及び確定
- (3) 助成の不交付決定
- (4) 助成の交付
- (5) 運営に係るコールセンター業務
- (6) その他、市長が必要と認める事務

3 受託者は助成の申請に係る書類等を先着順に受け付けるものとし、助成の申請額が予算の範囲を超えるときは、状況に応じて受付を停止すること。

(処分の制限)

第8条 助成により取得した自転車及びヘルメットは、購入から3年以内に売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し又は担保に供することはできない。ただし、災害その他本人の責めに帰さないやむを得ない事由により、毀損又は滅失したときは、この限りではない。

(返還等)

第9条 市長は、助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定及び確定を取り消し又は既に行った助成の全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

- (1) 助成をその目的以外に使用したとき。
- (2) 助成の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により助成を受けたとき。
- (4) 前条の規定により処分したとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月10日から施行する。